

よくある質問と回答

平成 25 年 4 月 24 日付で受給者様へご送付いたしました「厚生年金基金の代行返上に伴う取扱いについての重要なお知らせ」に関して多数のご質問をいただきました。代表的なご質問をまとめましたので、ご参照いただければと存じます。

【独自給付について】

Q、「独自給付に関する連絡票」は全員提出するのですか？

A、「独自給付に関する連絡票」をご提出する必要のある方は下記の 3 つに該当する方のみとなります。該当しない方はご提出頂く必要はございません。

- (1) 国から遺族厚生年金を受給されている方
- (2) 国から障害厚生年金を受給されている方
- (3) 国の老齢厚生年金の受給資格を被保険者期間不足により満たしていない方（働いているため年金が停止されている方は該当しません）

Q、独自給付に該当する場合の確認書類はどういったものですか？

A、①遺族厚生年金と②障害厚生年金を受給されている方については、最新の「年金振込通知書」もしくは、「国民年金・厚生年金保険 裁定通知書・支給額通知書」の写し（コピー）をご送付ください。紛失された場合は、お手数ですが再発行をお願いいたします。また、加入期間不足で老齢厚生年金を受けることができない方は「ねんきん定期便」の写しをご送付願います。

Q、独自給付事例にある「上記以外」に該当する方はどのような方ですか？

A、被保険者期間（保険料納付済期間）が足らず老齢厚生年金の受給資格を満たしていない方になります。（在職中により年金の支給が停止されている方は該当しません）。国から老齢厚生年金（基礎年金含む）を受け取るためには一定期間（国民年金期間も含めて原則 25 年）の保険料納付済期間が必要ですが、必要な期間を満たしておらず国から年金を受け取れない方が該当致します。

Q、基金の加入期間が 2 年間と短いのですが、独自給付事例の「上記以外」に該当するのですか？

A、基金の加入期間が短くても、老齢厚生年金の受給資格を満たしていれば該当しません。

【代行返上後の年金について】

Q、今回の代行返上に伴い、支給年金額はどうなりますか？

A、6 月 3 日支給分より基金からのお振込み金額は減りますが、減った分は国の年金が増額されます。

Q、薄皮部分とはなんですか？

A、加算部分以外に基金が代行を行うに当たって義務付けられていた上乘せ年金を薄皮部分と呼びます。薄皮部分の金額は代行部分に対しておよそ 1.4%程度の少額年金となります。

Q、薄皮部分の計算の仕方はどうなりますか？

A、 「当基金からの年金支給額（加算部分除く）」－「代行部分」＝「薄皮部分」
（例） 500,000円 － 493,000円 ＝ 7,000円

※端数処理の都合上多少異なる場合もあります。

Q、薄皮部分の選択とはなんですか？

A、薄皮部分は少額年金のため一時金としてお受け取りいただく選択肢を設けております。個別の具体的な金額については現在計算中ですが、6月上旬にご案内させていただきますのでその際にご確認ください。

Q、物価スライドによる国の調整は、返上したことにより変わりますか？

A、変更ございません。物価スライドの調整は厚生年金でおこなってございましたが、返上前も基金の代行部分を含めて物価スライド計算をおこなってございましたので、代行返上後も物価スライドに変更はございません。

Q、一律7.6575%源泉徴収されるとのことですがどの年金額にかかるのですか？

A、一律7.6575%かかるのは、基金から支給される薄皮部分と第1年金（加算年金）のみとなります。税法上、源泉徴収されますが確定申告することにより税金の還付または納付をしていただくこととなります。

Q、現在の支給額は9万円以上で年6回受けておりますが、薄皮部分を年金として受け取る場合、支払回数に変更はありますか？

A、薄皮部分は代行部分の約1.4%相当です。たとえば代行部分が年額50万円の方ですと、薄皮部分は年額約7000円になりますので支給年金額3万円未満の場合に該当するため年1回（8月）払いとなります。

【支払期月】

支給年金額	9万円以上	6万円以上 9万円未満	3万円以上 6万円未満	3万円未満
支払期月	^(12・1) 2月、 ^(2・3) 4月、 ^(4・5) 6月 ^(6・7) 8月、 ^(8・9) 10月、 ^(10・11) 12月	^(10・1) 2月、 ^(2・5) 6月、 ^(6・9) 10月	^(12・5) 6月、 ^(6・11) 12月	^(8・7) 8月

Q、代行返上に伴う国からの振込案内はいつ頃届く予定ですか？

A、6月のお振込みについては6月10日前後に、また8月のお振込みについては8月10日前後に送付される予定です。なお、現在の予定では5月20日以降に下記の「日本年金機構・ねんきんダイヤル」にご連絡いただくと代行部分を含めた年金額を確認することができます。

【0570-05-1165 日本年金機構・ねんきんダイヤル】